

守谷市不妊治療費助成事業のご案内

<p>対象となる治療及び費用</p>	<p>(1) 生殖補助医療：体外受精又は顕微授精 (2) 男性不妊治療：<u>生殖補助医療の過程で行う精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術</u> (Y染色体微小欠失検査のみ実施した場合も対象)</p> <p>※保険診療（保険適用）、自由診療（保険適用外）、どちらも対象 ※1回の治療期間中に医療機関の窓口で支払った額 <対象外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院時における差額ベッド代、リネン代、食事代、文書料等 ・夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供、借り腹、代理母によるもの ・市が実施する他の助成（妊産婦のかたのマル福・すこやか医療）を受けたもの
<p>対象者</p>	<p>次のすべての要件に該当する夫婦 ※年齢制限なし</p> <p>①体外受精又は顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断され、治療を受けた夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む） ②申請日時点で、夫婦のいずれかが守谷市の住民基本台帳に登録されていること ※事実婚関係にあるかたは、両人に法律上の配偶者がいないこと ③市税の滞納がないこと ④他の地方公共団体から当該不妊治療について助成を受けていないこと</p>
<p>助成額</p>	<p>1回の治療につき、上限5万円</p> <p>※1回の治療とは、別表に定める、採卵（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は、凍結胚移植）までの薬品投与から妊娠の有無の確認（胚移植を実施できなかった場合は、終了又は中止となった治療）までの不妊治療の一連の過程（次頁別表参照）</p> <p>※男性不妊治療は、上記のほか別途5万円を限度に助成 ※医療機関で支払った額が5万円に満たない場合は、当該支払った額</p>
<p>助成対象治療期間</p>	<p>1回の治療期間の末日が令和8年4月1日以降</p>
<p>申請期限</p>	<p>治療期間の末日から1年以内 ※治療期間の末日が令和8年5月1日の場合、令和9年4月30日まで</p>

【問合せ・申請窓口】

守谷市保健センター内おやこ保健課
 電話：0297-48-6000（音声案内3）

<別表> 不妊治療の治療内容と（ステージ）と助成対象範囲となる期間

治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植					妊娠の有無の確認 ※1 （胚移植のおおむね1～2週間後）	助成対象範囲		
	薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				黄体期補充療法	
						胚移植	黄体期補充療法		胚移植	黄体期補充療法				
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日		
新鮮胚移植を実施	■												■	助成対象
凍結胚移植を実施※2	■								■					
以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	■								■					
体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	■								■					
受精できず 又は、胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止	■													
採卵したが卵が得られない、 又は、状態のよい卵が得られないため中止	■													
卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止	■												対象外	
採卵準備中、体調不良等により治療中止	■													

※1 「妊娠の有無の確認」とは、陽性判定・陰性判定にかかわらず、胚移植からおおむね2週間後に確認をした場合。

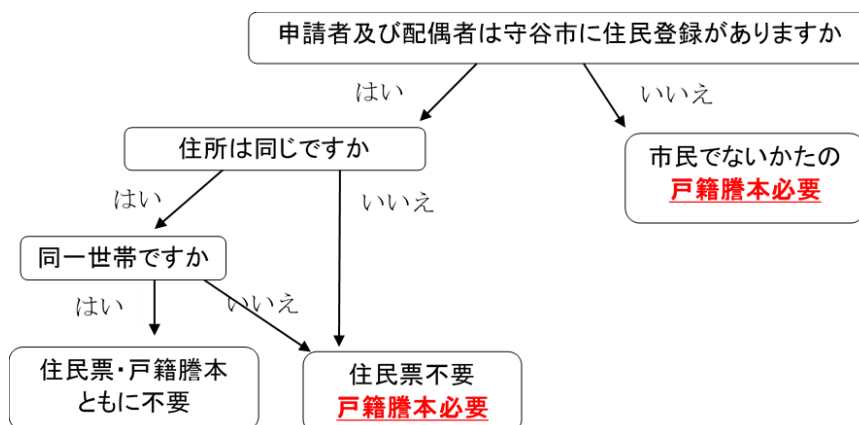
※2 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

（注）採卵にいたらないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は対象となりません。ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態の良い卵子が得られないため治療を中止した場合に限り、採卵をしていなくても助成の対象とします。

■採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊治療にかかった費用のみ助成の対象となります。

申請に必要な書類	備考
① 守谷市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書	おやこ保健課の窓口で配布又は、市ホームページからダウンロード可
② 守谷市不妊治療費助成事業受診証明書 *医療機関が発行したもの	※R7までの様式から変更あり 新様式を使用してください
③ 不妊治療に要した費用の領収書と明細書の原本又は写し	※男性不妊治療を行った場合、助成対象の治療費の領収書と明細書
④ 夫婦であることを証する書類（下記■参照）	該当する方
⑤ 振込口座のわかるもの	通帳等

■ ④ 夫婦であることを証する書類について ※申請日時点



※戸籍謄本は発行日から3ヶ月以内のもの（発行日後変更がないものに限り）

※事実婚関係にあるかたは、他に法律上の配偶者がいないことの確認のため、**両人の戸籍謄本**をご提出ください。